

市町村合併に関する意見書

第27次地方制度調査会は、11月13日に総理大臣へ提出した「最終答申」において、人口1万人に満たない町村を「小規模町村」と位置づけ、現行の合併特例法の期限到来後の新法で引き続き合併を推進していく考えを示している。これによって、分権を担う基礎的自治体の人口基準は、事実上1万人以上と定義づけられることになる。

言うまでもなく、それぞれの市町村は地理的な風土はもとより、歴史的にも文化的にも独自の経緯をたどって今日に至っている。自治体は、国土の多様性に応じて、地域的な特性を持ちながら自主的、主体的に形づくられていることが本来あるべき姿である。したがって、市町村合併は、関係市町村の住民が必要と認めたならば、誰からも強制されることなく、自主的な判断により主体的に進められるべきことである。

よって、本市議会は、現行の合併特例法期限到来後における新法の制定に当たっては、次のことを要望する。

- 1 合併の目標である人口規模は新法に明示しないこと。
- 2 小規模自治体に事務の一部を残し、それ以外の事務処理を都道府県に義務づける事務配分特例方式は、地方分権の理念に反するので導入しないこと。
- 3 合併を選択しない自治体に対しては、全国町村会・議長会が提案している「市町村連合（仮称）」を制度化し、認めること。
- 4 合併推進に当たっては、都道府県の関与の必要や助言や情報の提供にとどめ、知事が直接住民投票を求めることなどの制度を導入しないこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成15年12月19日

三鷹市議会議長 榛 澤 茂 量